

競馬法第8条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める率を定める件

（平成25年12月6日 農林水産省告示第2960号）

競馬法（昭和23年法律第158号）第8条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣が定める率を次のように定める。

競馬法第8条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める率は、100分の80とする。

附 則（抄）

- 1 この告示は、競馬法の一部を改正する法律（平成24年法律第37号）の施行の日（平成26年4月1日）から施行する。